

年末調整と確定申告について (お知らせ)

源泉税納付個別相談会開催について (通知)

佐久穂町商工会では下記の期間中源泉税納付個別相談会を開催いたしますので、お気軽にご相談ください。

記

- 1、相談日 平成30年1月5日(金)～22日(月) 平日
- 2、場 所 佐久穂町商工会本所及び八千穂支所
- 3、納付期日 源泉税の納付期日は、平成30年1月10日(水)です。
(納期特例の場合は、平成30年1月22日(月)です。
※納める税金がなくても納付書は提出しなければなりません。
- 4、持参品 11月に税務署より郵送されている年末調整書類一式のほかに、給料明細書、控除に関する証明書(生命保険料、損害保険料、地震保険料、社会保険、国民年金保険料控除証明書および国民健康保険料支払い金額)

※市町村より送付されている給与支払報告書及び普通徴収切替理由書

～～平成30年度から、個人住民税は原則「特別徴収」となります。～～

特別徴収とは、事業主が従業員の個人住民税を毎月徴収し納税する制度です。

但し、一定の要件を満たし「普通徴収切替理由書」を提出することで従業員個人が納付する「普通徴収」に変更することができます。「普通徴収理由書」を1月末日までに提出しないと自動的に「特別徴収」となってしまいますので注意が必要です。

又、商工会で確定申告と併せて年末調整書類を作成していた方は、お手数でも上記の書類を1月22日(厳守!)までに商工会へご持参くださいますようお願いいたします。

- 5、その他 個別相談会は、商工会職員が担当しますのでお気軽にご相談下さい

決算申告関係書類の早期提出について (お願い)



平成29年分の決算申告の時期が近づいてまいりました。例年この時期は多くの相談者で混雑いたします。つきましては、決算申告を商工会で行う方は下記の期限までに決算関係書類を商工会までご提出くださいますようお願いいたします。尚ご連絡をいただければ日程調整の上、貴事業所にお伺いいたします。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

- 1、書類提出期限 平成30年1月25日(木)まで **期日厳守**
 - 2、持参品 ①商工会で帳簿から作成している方・・・日計表・通帳・領収書等
②決算と申告だけを行う方・・・各種帳簿類
③会計ソフトを利用している方・・・パソコンあるいはデータ
- ①～③共通 税務署より郵送される決算書類一式、印鑑、各種控除証明書、国民健康保険支払金額、年金や給与所得のある方は源泉徴収票